

## A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A39	登録喀痰吸引等事業者	様式	<p>登録研修機関の講師の要件については、施行通知の中で、下記のもの望ましい条件の一つとして示されているところ。</p> <p>・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習“等”を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師</p> <p>この「等」には登録研修機関自らが、別紙の様な内容で行った研修については、講義内容や講義時間が上記研修と同等以上であり、省令上の第1・2号研修内容に見合うプログラムで構築されていることから、上記指導者講習と同等の内容の講習とみなして差し支えないか。</p>	同等の講習として取り扱って差し支えない。
A40	登録喀痰吸引等事業者	登録	<p>喀痰吸引等を介護職員が行うためには、職員が認定特定行為業務従事者としての認定を受け、登録特定行為事業者の職員として行う必要があるが、喀痰吸引等を利用者・家族が行う場合であって、介護職員は喀痰吸引等を行わず、事前の姿勢の整えや器具の準備、片付けのみをする場合には、介護職員の認定や、事業者としての登録は必要ないと解して良いか。</p>	御見込みのとおり。